

普通階・無窓階算定書記載要領

- 1 消防法施行規則第5条の3に適合する開口部すべてを計上して下さい。
消防法施行規則第5条の3に適合する開口部とは、次の各号すべてに適合する開口部を言います。
 - (1) 実際に開口できる部分で、直径50cm以上の円が内接することが出来る開口部であること。
 - (2) 床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内であること。
 - (3) 開口部は、道又は道に通じる幅員1m以上の通路等に面したものであること。(11階以上の階は除く。)
 - (4) 開口部は、格子その他内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。
 - (5) 開口部は、開口のため常時良好な状態に維持されているものであること。
- 2 10階以下の階には、上記1の開口部のほかに、大型開口部（直径1m以上の円が内接することが出来る開口部又は幅75cm以上高さ1.2m以上の開口部）が2以上必要となります。
大型開口部については「備考」欄に記載して下さい。
- 3 一の階において開口部のない耐火構造の壁（消防法施行令第8条に規定する区画）で区切られるなど相互に往来出来ない場合は、各々ごとに算定して下さい。
- 4 数値はその都度小数点第3位以下を切り捨てて下さい。
- 5 「床からの高さ」欄には、床面から開口部下端までの高さを記入して下さい。
- 6 「開口部種別」欄には、「引違い窓」・「はめごろし窓」・「軽量シャッター」等の種別を記入して下さい。
- 7 算定書の次に配置図、建具配置図及び建具表を添付して、有効と算定した開口を朱字で示して下さい。
- 8 ※欄には、記入しないで下さい。